

令和3年度第2回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 令和3年11月8日

開 催 場 所 咲洲庁舎 44階 大会議室

令和3年度第2回大阪府環境審議会

令和3年11月8日

司会（定課長補佐） それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第2回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの司会は、環境農林水産部エネルギー政策課の定が務めさせていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部部長の南部より御挨拶申し上げます。

南部環境農林水産部長 環境農林水産部部長の南部でございます。

本日は、この後、府議会での会議に出席しますことから、大手前からオンラインにて参加をさせていただいております。お許しくださいませ。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、平素より、環境行政をはじめ、府政の各般にわたって御支援と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

C O P 2 6 における議論が連日マスコミをにぎわせておりますが、脱炭素化の潮流がますます大きくなってきております。例えば金融機関と取引先の中小企業が連携した排出量の算定や、食品の生産や流通における環境影響の見える化が報じられるとともに、今朝の新聞では世界の450社が脱炭素に約100兆ドルをこの30年間投資するというようなことで、身近な消費の場面も含めてサプライチェーン全体で排出削減を図ろうとする動きが加速化しつつあると感じております。

本部といたしましては、2050年の府域におけるカーボンニュートラルの実現に向けまして、今年3月に地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。2030年までの10年は、新たなフェーズに入るスタートダッシュとしての非常に重要な期間と考えておりまして、事業活動や運輸部門など各分野において具体的な取組を加速していく必要があります。

本日は、これに関連して、部会において集中的に検討を重ねていただきまし

たゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度、及び、事業者における脱炭素化を促進するための制度の2つの制度のあり方について御審議をいただければと存じております。

また、制定から25年以上が経過しております大阪府生活環境の保全等に関する条例につきましても、社会経済活動や環境の状況の変化等を踏まえた見直しについて、部会で御検討いただきました。本日は、本件につきましても併せて御審議をお願いいたします。

本日は、限られた時間ではございますが、委員の皆様方からの忌憚のない御意見等を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

司会（定課長補佐） それでは、本日の会議進行に当たってのお願い事項について御説明いたします。

本日は、オンラインを併用した会議の開催とさせていただいております。

本日の資料は、オンライン出席の委員の方には、直前にメールでお送りしております。会場に御出席の委員の方には、お手元にタブレットで閲覧できるように御準備をいたしております。

資料の一覧は、直前に配付をいたしました議事次第の裏面2ページ目にあります。不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

本日御出席の委員及び幹事の皆様については、お配りをしております出席者一覧で御確認をいただければと思います。

オンラインと会場とを含めまして、委員定数43名のうち、現時点で33名の方の御出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、府議会議員の岡沢委員と藤村委員は、11時から大阪府議会の常任委員協議会が開催されます関係上、時間が近づきましたら適宜、退室されますので、あらかじめお知らせさせていただきます。

また、この会議に部長の南部も出席をいたしますので、同様に退室をさせていただきます。あらかじめ御了承願います。

オンラインで御出席の方は、通常はカメラとマイクをオフにいただき、御発言のある際にカメラとマイクをオンにして、会長から指名がありましたら

御発言いただきますようお願いいたします。発言が終わりましたら、カメラとマイクはオフに戻していただきますようお願いいたします。

御発言の御意向につきましては、事務局においても画面表示を基に漏れがないよう確認をいたしますが、万一見落としがございましたら、大変申し訳ありませんが、マイクをオンにしてお声がけいただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、辰巳砂会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

辰巳砂会長 辰巳砂です。皆さん、おはようございます。お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議事を進めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、審議事項が3件、報告事項が5件となっております。

それでは、順番に審議事項から扱わせていただきます。

審議事項の1番ですが、今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方についての第2次答申案について御審議いただきます。

本案につきましては、水質関係は水質部会において、また、水質以外の大気・騒音振動などの分野につきましては、生活環境保全条例検討部会において御審議いただいたものでございます。

そのため、本日は、まず初めに両部会から併せて御報告をいただきまして、その後、審議をさせていただければと思います。

それでは、生活環境保全条例検討部会の近藤部会長及び水質部会の岸本部会長から御説明のほどをお願いいたします。

近藤委員 生活環境保全条例検討部会長の近藤でございます。大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について、生活環境保全条例検討部会で審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

まず、資料1-1を御覧ください。

本件につきましては、令和元年12月23日に知事から諮問があり、計8回、部会を開催して審議を行い、部会報告として取りまとめました。

部会報告は、資料1-2のとおりですが、その概要について、資料1-5を用いて説明いたします。資料1-5を御覧ください。

資料の左上の背景を御覧ください。

平成6年に本条例を制定し、大阪の環境の状況は大きく改善しましたが、光化学オキシダントなど、引き続き対策が必要な課題もございます。条例による規制内容の検証も必要でありますことから、今後の条例のあり方について、環境審議会に諮問がありました。

次に、検討の経過を御覧ください。

本条例では、下の表に示す大気や水質など8つの分野で規制を行っており、水質分野については水質部会で、その他の分野については新たに設置された本部会において審議を行ってまいりました。

大気分野の石綿規制については、令和2年に法改正がありましたことから、本部会で優先的に検討を行って、部会報告を取りまとめ、環境審議会より第1次答申といたしました。

その後も、その他の分野について検討し、第2次報告として取りまとめたので、御説明いたします。

資料の右側を御覧ください。

生活条例の見直し検討の方向性としては、法による規制措置や条例の施行状況を踏まえ、現行の環境の状況や課題に的確に対応し、生活環境の保全等をより効果的に推進するため、規制の対象や手法を見直すとしております。

本部会の検討結果の概要を右側からまとめております。分野ごとの今後のあり方についての検討結果について、御説明いたします。

大気分野ですが、大気規制の見直しについてですが、まず、有害物質規制についてです。

規制対象となる有害物質については、最新の有害性に関わる国の知見等を考慮して追加・削除を行うべきであり、また、規制手法については、業種や業態ごとに現実的かつ効果的な対策が選択できる濃度基準を原則とすべきであるとしています。また、追加される規定対象物質を一定量排出すると考えられる施設を新たに規制対象施設に追加すべきであるといいたしました。

次に、揮発性有機化合物（VOC）の規制についてです。

VOCは、ガソリンや塗料などに含まれ、光化学スモッグの原因物質の1つとされますが、その効果的、効率的な排出削減を推進するため、事業者による

管理的手法による対策を中心にしていくべきとし、設備構造基準等による一律の規制については、効果的な対策の方向性が国において定まるまで、法制度のみに基づき実施し、条例制度は一旦廃止することが適当であるといいたしました。

最後に、粉じん規制についてですが、特定粉じんと一般粉じんの2種類に分けている規制を統合し、分かりやすい規制基準に統一すべきといいたしました。

次に、自動車環境分野の流入車規制についてですが、大気環境の改善状況を踏まえ、規制のあり方について検討を行いました。流入車規制廃止による大気環境への影響などを検討した結果、影響については軽微でした。また、電動車普及による削減効果について検討した結果、大きな効果が見込まれました。

これらの結果から、流入車規制を廃止し、電動車の普及施策を積極的に推進していくことが適当であるといいたしました。

次のページの左上を御覧ください。

悪臭、地盤沈下、土壌汚染の分野については、第1回の分野で論点整理について御審議いただいた結果、現行制度を継続することが適当であるといいたしました。

化学物質分野では、大阪では法規制が始まる前から独自に毒性や発がん性の観点から対象となる化学物質を選定し、事業者による適正管理を求めてきましたが、国による法対象物質の見直しの動きを踏まえ、国の最新の知見による有害性評価に基づき、条例の対象物質も見直すべきといいたしました。

また、国による有害性評価に加え、独自に生活環境保全の観点から化学物質の流出等の事故時の措置の対象物質を新たに追加すべきといいたしました。

騒音・振動分野ですが、法と条例の規制の重複を解消するとともに、騒音に関わる特定建設作業の規制対象に苦情及び騒音の実態を踏まえ、スケルトンパケットを取り付けた油圧ショベルを使用するふるい分け等の作業を追加すべきであるといいたしました。

右上の規制以外の手法の、事業者の自主的取組の促進にかかる規定の追加を御覧ください。

事業者による自主的、積極的な取組については、効果的、効率的な排出削減への転換などが期待できることなどから、行政として促進する方策について検討すべきであるといいたしました。

また、その根拠の条例への位置づけにより、継続的な促進体制を構築することも重要であるといいたしました。

右下の水質部会での検討結果については、この後、岸本水質部会長から報告がございませう。

以上で本部会での検討結果の報告を終わらせていただきます。

岸本委員 それでは、引き続きよろしいでしょうか、水質部会から。

辰巳砂会長 お願いします。

岸本委員 水質部会長の岸本でございませう。よろしくお願ひいたします。

この条例のあり方につきまして、水質分野につきましては、水質部会のほうで審議をいたしましたので、その結果を御報告させていただきます。関連する資料は、資料1-3から資料1-5です。

まず、資料1-3を御覧ください。

本件につきましては、令和元年12月23日の知事からの諮問以降、計5回にわたりまして部会を開催しまして、審議を行って、部会報告にて取りまとめをしたところでございます。

資料1-4を御覧ください。こちらのほうが報告の本体ということになっておりますが、その概要につきまして、資料1-5のほうに生活環境保全条例検討部会の報告と併せてまとめておりますので、資料1-5に従って説明をさせていただきますというふうに思ひませう。

資料1-5を御覧ください。2ページ目の右下の欄のところに水質部会の報告内容がまとめてございませう。

基本的には水質規制の見直しについてでございます。合計4つございませうけれども、1つ目が条例施行以降届出実績のない届出施設のあり方についてということでございませう。これまで届出実績のない届出施設のうち、一部につきましては今後も届出の可能性が低いことから、届出対象外として差し支えないというふうにいたしました。

2つ目は、排水基準としての色または臭気のあり方についてですけれども、色につきましては、現在も府下で指導事例があることから、排水基準に残す必要があるといいたしました。一方、臭気につきましては、悪臭防止法により規制が可能となっておりますので、除外して差し支えないというふうに判断いたし

ました。

3つ目は、汚水流出などの事故時の措置の対象についてですけれども、未規制の小規模事業場など全ての事業場を対象を拡大し、事故発生時における応急措置の実施等を義務化すべきと判断いたしました。

4つ目は、COD、窒素、りんに係る総量削減指導の規定についてですけれども、水質汚濁防止法の改正によりまして、法律による措置が可能となったため、削除して差し支えないというふうにいたしました。

以上で水質部会での検討結果の報告を終わります。

辰巳砂会長 ありがとうございます。

ただいまの近藤部会長、岸本部会長からの御説明に対しまして、御意見、御質問ございませんでしょうか。

事務局のほう、発言の方おられませんでしょうか。

それでは、よろしいでしょうか。

本答申につきまして、では、おおむね了解いただいたというふうに考えますので、本案のとおり、生活環境保全条例検討部会と水質部会の報告内容を合わせて本審議会の答申としてはどうかと考えますけれども、よろしいでしょうか。

御異論ないようですので、本案を審議会の答申とさせていただきます。ありがとうございます。

なお、生活環境保全条例検討部会につきましては、本条例の改正の検討のために設置された部会でございまして、本日、審議会として答申することにいたしました。

つきましては、部会の役割を終えたということでございますので、この部会の廃止をお諮りしたいと考えておりますけれども、皆様、よろしゅうございませうでしょうか。

もし御異議ございましたら、画面をオンにしてお示しいただければと思いますが。

特にございませうですので、それでは異議なしということで、生活環境保全条例検討部会を廃止することとさせていただきます。近藤部会長をはじめ部会委員の皆様におかれましては、熱心に御検討いただきまして誠にありがとうございました。

では、続きまして、審議事項(2)のゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方の答申について御審議いただきます。本案は温暖化対策部会において御審議いただいたものでございます。それでは、下田部会長から御説明をお願いいたします。

下田委員 温暖化対策部会の部会長、下田でございます。ゼロエミッション車を中心とする電動車の普及促進に向けた制度のあり方について、部会で審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

資料2-1に経過が書いてございますけれども、本件、令和3年1月21日に知事から諮問を受けまして、以降、6回にわたって部会にて審議いたしまして、本日、部会報告として取りまとめた次第でございます。

部会の報告本体は資料2-2のとおりでございますけれども、本日は、概要であります資料2-3で説明をさせていただきます。

また、本日、時間が限られておりますので、審議の背景、府域の現状等についての説明は割愛させていただきます。検討結果の要点のみ御説明させていただきます。

Ⅲ今後の電動車の普及促進についてを御覧ください。

1 普及促進にあたっての基本的な考え方といたしましては、社会情勢の変化に対応して脱炭素化を進めることや、新たな制度の創設、協働の推進、CO₂排出の少ない電気利用という4つの項目に整理をいたしました。

次に、2 電動車の普及促進に向けた施策・制度といたしましては、5つの項目に分けて検討いたしました。

まず、(1)自動車販売事業者、ディーラーによる普及の促進です。電動車の普及促進には、ユーザーの車両選択時における情報提供などの取組みが効果的と考えられますので、燃費などの環境情報の提供制度を創設することが適当としました。また、計画的な取組みを推進するため、一定規模以上の事業者を対象にした計画・実績報告制度を創設することが適当といたしました。

次に、(2)レンタカー・カーシェア事業者の利用の促進です。環境情報の提供業務のほか、カーシェアでのEV体験など、乗車機会を増やす取組みを示しております。

(3) エネルギー多量消費事業者、自動車使用事業者による導入・利用の促

進については、現在の温暖化の防止等に関する条例の計画・実績報告制度の仕組みを拡大し、電動車に関する項目の追加や、対象となる特定事業者の規模要件の見直しを行うなどが適当といたしました。

(4) 府民による導入・利用の促進、(5) その他の取組みにつきましては、電気自動車、いわゆるEVの充放電機能など、多様な魅力に着目し、コベネフィットを意識した啓発を官民が連携して行うことが重要であるいたしました。また、補助制度を実施する場合は、タイミングや対象者など効果を十分に見極める必要があることを示しました。

最後、3 充電設備の設置促進に向けた施策につきましては、府域の世帯の半数以上が、充電設備を設置しにくい集合住宅に居住しているといった大阪府の特性を踏まえて検討をいたしました。

充電時間を有効に活用できる集客施設等の駐車場において、EVを利用しやすい環境を整備する努力義務を創設するなど、誰もが安心してEVを利用できる環境整備を推進していくことが必要といたしました。

以上で本部会の検討結果の報告を終わります。ありがとうございました。

辰巳砂会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問ございませんでしょうか。特にご意見等がないようですので、本答申につきまして、了解をいただいたと考えさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、御異議ないようですので、本案を審議会の答申とさせていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして、審議事項3番、事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方の答申案につきまして、御審議いただきます。

本案も温暖化対策部会において御審議いただいたものでございます。それでは、下田部会長から御説明のほどお願いいたします。

下田委員 引き続き、温暖化対策部会部会長の下田より御報告させていただきます。

こちらのほうは、本年6月に知事から諮問がありました事業者における脱炭素化を促進するための制度のあり方につきまして、温暖化対策部会で審議した結果を御報告させていただきます。

部会報告の本編は資料3-2としておりますけれども、本日、時間に限りがございますので、概要資料であります資料3-3を御覧いただきたいと思えます。

まず、第1章の事業者をめぐる脱炭素化の潮流でございます。

左上から、第1章は事業者をめぐる脱炭素化の潮流に関する内容でございます。世界の流れでは、パリ協定を踏まえ、脱炭素経営の取組が進んでいることや、ESG金融市場の拡大など、事業者にとって脱炭素化が重要な課題となっていることを記載しております。

2番、国内の流れでは、2050年カーボンニュートラル宣言以降、脱炭素化に向けた動きが加速していることや、世界の流れを受けて大手企業を中心に対応が進められていることを記載しております。

左下、第2章では大阪府域における地球温暖化の現状と対策についてであります。

実行計画の概要として、大阪府では2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減する目標を掲げた大阪府地球温暖化対策実行計画を2021年3月に策定しております。

2番、排出量の状況としては、2018年度は2013年度比で約20%削減しているものの、エネルギー消費の状況は横ばいであるなど、省エネ・再エネの導入促進に関する一層の取組が必要な状況であります。

3番、府における施策・制度の現状として、現状では電力の小売供給を行う事業者に対して、条例に基づく再エネの供給拡大を求める制度はありません。産業・業務部門を合わせた排出量のうち、約6割を占める大規模排出事業者、いわゆる特定事業者に対しては、温暖化防止条例に計画書・報告書の届出制度が規定されています。一方で、中小事業者に対しては、条例には特に規定はされていないという状況であります。

これらの状況を踏まえ、事業者における脱炭素化に向けた制度のあり方に関する検討を行いました。

では、右上、大きな枠の第3章を御覧ください。

まず1番、基本的な考え方として、2030年度の削減目標の達成に向けて

は、電力の小売供給を行う事業者に対する新たな制度の創設によるCO₂の少ないエネルギー選択の機会の拡大と、現行制度の見直しによる特定事業者の意欲的な排出削減の促進を図ることが重要と考えました。

また、制度設計の際には、国や産業界等の動向を注視し、施策・制度等の見直しを必要に応じて行うなど、柔軟に対応することが必要です。

この考え方の下に、施策・制度等の方向性を取りまとめております。ここでは、大きく2つ、性格の異なる施策を打ち出しております。

1つ目が、小売電気事業者の電力販売量・再生可能エネルギー導入量等に関する新たな計画書・報告書制度の創設・運用についてであります。

1つ目の新たな計画書・報告書制度の創設については、府域の販売電力量等に関する計画書・報告書の届出の義務化及び地域に根差した事業者も対象となるような規模要件の設定が適当であり、府域内のメニュー別販売電力量・排出係数や再エネ導入目標及びそれに向けた対策計画の報告を求めることが望ましいとまとめました。

2つ目の再エネの供給拡大の促進のための仕組みについては、計画書・報告書の内容を分かりやすく公表し、実績報告において再エネの供給拡大が顕著であった事業者を評価、公表することが望ましいとまとめました。

3つ目の小売電気事業者と連携した普及啓発等への展開では、小売電気事業者との新たな関係性を活用した施策展開が重要であるというふうにまとめました。

この制度で、非常に大きなポイントは、府域に電力を販売している事業者に対して、販売の電力量とそれから排出係数、再エネ導入目標等を届出させるということでございます。

次に、2つ目、温暖化防止条例に基づく特定事業者計画書・報告書制度の取組強化についてであります。

1つ目の計画期間及び削減率（目標）の見直しについては、2013年度を基準年度、2030年度を目標とする計画期間の設定、及び、1年当たり1.5%をベースとした削減率の設定が適当であるというふうにまとめました。

2つ目の再生可能エネルギーの利用をするための見直しについては、計画書・報告書で用いる電気排出係数は、変動による係数を用い、より排出係数の

低い電力会社・メニューへの切替えや、省エネのみによる温室効果ガスの大幅な削減に対して追加的な評価を付与すること、及び、計画書・報告書において再生可能エネルギーの利用率の報告を求めることが望ましいとまとめました。

3つ目のさらなる排出削減及び適応取組の促進のための各種見直しについては、特定事業者以外の事業者が自律的に任意の提出ができるよう条例に規定し、金融機関と連携した取組や評価制度などにより、中小事業者の意欲向上を図ることや、適応取組の実施状況の評価、サプライチェーン全体での取組の実施状況の評価などを盛り込むことが望ましいというふうにまとめました。

こちらのほうは、大規模排出事業者の計画書・報告書制度の見直しという内容でございます。

3つ目は、大阪温暖化防止条例への2050年までの脱炭素社会の実現に関する基本理念等の追加ということでございます。

国による法改正を踏まえ、府においても条例に基本理念等を追加し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むなどをキーワードとして記載し、併せて、目的や事業者、府民等の責務などについても、これと整合する文言を記載するとともに、中小事業者への支援を積極的に行うことが望ましいというふうにまとめております。

以上が本部会からの報告でございます。

辰巳砂会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

特に御質問、御意見等ございませんようですが、それでは、ただいまの答申案を本審議会の答申とさせていただくということによろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

御異議ございませんようですので、本案を審議会の答申とさせていただきます。よろしいですかね。ありがとうございました。

それでは、審議事項は終了いたしました。

次に、報告事項に進みたいと思います。

本日は、報告事項が5件ございます。

まず、報告事項1番の大阪府生物多様性地域戦略の策定についてということ

で、今回は中間報告となります。それでは、花田部会長のほうから御報告をお願いいたします。

花田委員 はい、分かりました。生物多様性地域戦略部会長の花田でございます。報告事項1、大阪府生物多様性地域戦略の策定につきまして、中間報告をさせていただきます。

中間報告資料として、資料4を御覧ください。

まず、資料4の上段、I、審議経過でございます。

生物多様性基本法に基づき、生物多様性国家戦略及び大阪府環境総合計画の改定を踏まえ、大阪府の生物多様性地域戦略の策定を進めることになりました。

本年6月8日の環境審議会において知事からの諮問を受け、生物多様性地域戦略部会をこれまで7月16日、9月29日の2回実施いたしまして、目標及び生物多様性保全施策の基本方針について議論を行ってまいりました。

次に、その下のII、論点と方向性についての部分を御覧ください。

まず、論点ですが、大きく2点、1つ目は目標設定について、2つ目は生物多様性施策について論点を整理しております。

まず、論点1、目標設定についてでございます。ここでは、大阪21世紀の新環境総合計画におけるこれまでの生物多様性保全の取組の課題を洗い出しました。左側でございます大阪府のこれまでの取組について、進捗状況の確認を行い、幅広い層への情報発信の不足、ボランティアの後継者不足、教育現場等における生物多様性研修プログラムのさらなる普及、特定外来生物被害の増加傾向、継続的なモニタリング体制の構築など、洗い出した課題を3つの類型に分けて整理をいたしました。

併せて、大阪21世紀の新環境総合計画期間における生物多様性を取り巻く状況の変化、例えば気候危機、カーボンニュートラル、コロナ、保全の強化なども整理をいたしました。

これらの課題、状況の変化を踏まえ、目標（案）を設定いたしました。資料中央を御覧ください。

目標（案）につきましては、大きく3つに分類しております。

1つ目は、自然の恵みに関する意識の向上、自然環境に配慮した行動の促進、2つ目は、自然環境の持続的な保全の推進、企業等と連携した保全活動の推進、

そして、特定外来生物の防除推進でございます。3つ目は、市町村や保全団体等と連携したモニタリング体制の構築でございます。

続きまして、論点2、生物多様性保全施策について御説明いたします。

3つに分類された生物多様性地域戦略の目標（案）を踏まえ、各目標に対応する形で3つの基本方針を取りまとめました。

基本方針1は、生物多様性の理解と行動の促進でございます。取組項目としまして、自然の恵みに関する教育・啓発や自然と触れ合える場の整備や情報発信、府内市町村の取組の促進を掲げております。

基本方針2は、自然資本の持続的な利用、維持・充実でございます。取組項目としまして、多様な主体と連携した森・里・川・海における取組、気候変動、外来生物に対する取組、自然が持つ多様な機能を活用した取組を掲げております。

基本方針3は、基本方針1、2の土台ともなるべき項目ですが、生物多様性保全に資する仕組みづくりの推進でございます。取組項目としまして、希少な野生動植物種の保全に資する仕組みづくりや保護地域内外における効果的な保全の仕組みづくり、生物多様性保全に資する調査研究を掲げております。

資料右側でございます2030大阪府環境総合計画に示される2030年の実現すべき姿の達成に向け、これらの取組方針に基づき、様々な取組を進めることが重要と考えております。

今後の予定でございますが、一番下の部分の左側、Ⅲ、今後の予定を御覧ください。

本日の中間報告以降、部会において施策の基本方針に係る具体的な議論を深め、生物多様性地域戦略部会報告案として取りまとめ、次回の環境審議会において答申させていただく予定でございます。

最後に、一番下の部分の右側、Ⅳ、策定スケジュールでございますが、答申後、2月に府民意見等の募集を行い、本年度内に戦略を策定する予定となっております。

生物多様性地域戦略部会からの中間報告は以上でございます。ありがとうございました。

辰巳砂会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、御発言等ないようでございますので、この件は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、報告事項２番、大阪２１世紀の新環境総合計画の評価結果及び
２０３０大阪府環境総合計画の進行管理について、近藤部会長から御報告のほ
どお願いいたします。

近藤委員 環境総合計画部会長の近藤です。

８月６日の部会で審議しました大阪２１世紀の新環境総合計画の評価結果及
び２０３０大阪府環境総合計画の進行管理について、資料５により御説明いた
します。

まず、議題２の２０２０年度を年限とする大阪２１世紀の新環境総合計画の
総括的な評価について、事業活動における環境対策や日常生活における環境配
慮の取組を進めてきた結果、大気汚染や水質汚濁の改善、廃棄物の最終処分量
の削減など、府域の環境状況はおおむね改善傾向にある、ただし、資源・エネ
ルギー消費のさらなる削減などは、引き続き対策が必要な状況であるとの評価
を取りまとめました。

続いて、今年度３月に策定されました２０３０大阪府環境総合計画の進行管
理について、大阪府により以下のとおり説明を受け、妥当と判断いたしました。

毎年度取りまとめる施策報告、講じた施策において、本計画で新たに示した
施策の基本的な方向性、すなわち中・長期的かつ世界的な視野と環境・社会・
経済の統合的向上の視点について、施策に反映し、その結果を確認・評価し、
さらに分野別の個別計画の進捗状況について、環境審議会の各部会等において
より詳細な新香管理を行うこととされています。

取りまとめた施策報告、講じた施策は、本環境審議会にも報告して、意見聴
取し、評価結果は次年度の施策・事業に反映して、実効性を担保するとされて
います。

また、２０２５年をめどに各分野の施策の進行状況を横断的に評価し、社会
情勢に応じて、見直しについて府が環境審議会に諮問することとされており、
部会としても妥当と考えております。

また、諮問までの間も各年度の進捗状況について、部会委員に適宜報告いただき、必要な意見を述べていくことといたしております。

以上で、簡単でございますが、総合計画部会からの報告とさせていただきます。

辰巳砂会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

それでは、御発言等ございませんようですので、この件は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

報告事項は、あと3番、4番、5番と残っております。

報告事項3番、大阪府地球温暖化対策実行計画及びおおさかヒートアイランド対策推進計画の進捗状況、報告事項4番、環境保全基金・みどりの基金活用事業の審査結果等について、そして、5番の鳥獣3計画の策定についてでございますが、この報告内容は、あらかじめ送付のありました資料のとおりということでございます。

本日、この場で特に御質問や御意見がございましたら、お受けする形とさせていただきますと思います。いずれに対してでも結構ですので、御発言のある委員がおられましたら、お願いしたいと思います。

御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、御発言がないようでございますので、3件とも以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、全体を通しまして、何か御発言ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから今後の予定についてお願いしたいと思います。

司会(定課長補佐) 次回の環境審議会の本審議会予定でございますけれども、1月頃を想定してございます。よろしくお願ひいたします。

辰巳砂会長 次回1月頃の想定ということでございますが、日程調整の上で御連絡したいと思っておりますので、皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆さん、長時間にわたりまして

議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

司会（定課長補佐） ありがとうございました。

本日予定をしておりました議事は以上でございます。

なお、出席者でございますけれども、最終予定のございました39名全員の出席を確認できましたので、御報告いたします。

それでは、本日の審議会を終了とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。

―― 了 ――